

国土建第438号  
令和2年2月10日

国立大学法人埼玉大学  
学長 山口 宏樹 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



埼玉大学工学部環境社会デザイン学科の  
卒業生における技術検定の受検資格について

令和元年12月3日付けで申請のあった標記については、別添のとおり  
認定されたので通知する。

# 国土交通省

埼玉大学工学部環境社会デザイン学科  
(平成30年度以降に入学した者) 卒業者に  
1級技術検定の受検資格を認める件

下記に掲げる者は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の5第1項第4号の規定により、同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認める。

## 記

施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第2条の表の学科の欄において「土木工学に関する学科」となっている検定種目について、

- ・ 埼玉大学工学部環境社会デザイン学科(平成30年度以降に入学した者)を卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者

令和2年2月10日

国土交通大臣 赤羽 一嘉



# 国土交通省

埼玉大学工学部環境社会デザイン学科  
(平成30年度以降に入学した者) 卒業者に  
2級技術検定の受検資格を認める件

下記に掲げる者は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の5第2項第1号ロ(5)、同項第2号ロ(3)の規定に基づき、同項第1号ロ(1)から(4)までに掲げる者、同項第2号ロ(1)若しくは(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認める。

## 記

施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第2条の表の学科の欄において「土木工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、それぞれ同表右欄に掲げる者

種目及び試験区分		受検資格を認める者
建設機械 施 工	実地 試験	埼玉大学工学部環境社会デザイン学科(平成30年度以降に入学した者)を卒業した後、建設機械施工に関し受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の 種 目		埼玉大学工学部環境社会デザイン学科(平成30年度以降に入学した者)を卒業した後、受検しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別)に関し1年以上の実務経験を有する者

令和2年2月10日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

